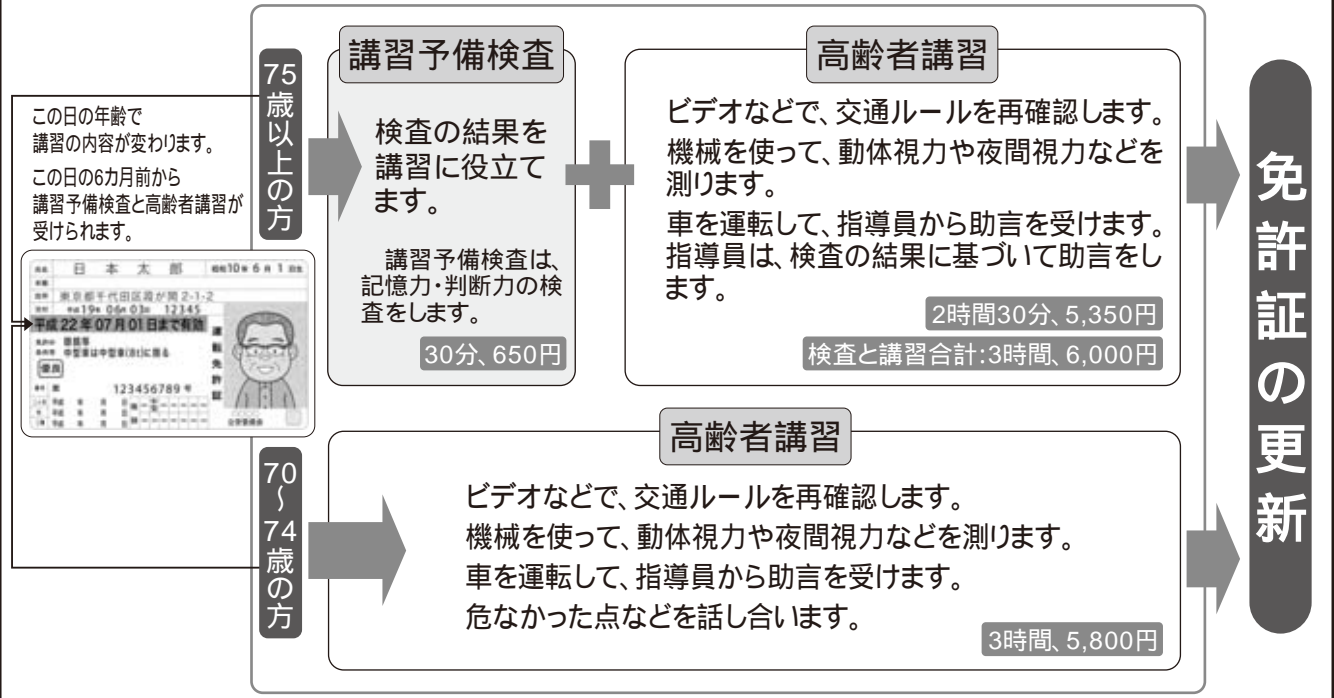


75歳以上のドライバーは、免許証の更新時に 講習予備検査が必要となります。(6月1日から) 記憶力・判断力を確かめましょう!

問い合わせ先 半田警察署 ☎(21)0110

講習予備検査の結果に基づいて講習を行い、皆さんの安全運転を支援します。



記憶力・判断力が低くなっていても免許の更新はできますが、信号無視、一時不停止、踏切不停止といった交通違反を更新の前に行った場合または更新の後に行った場合は、警察から連絡があり、専門医の診断を受けるか、主治医の診断書を提出することになります。認知症と判断された場合には、免許が取り消されます。更新前の対象となる期間:更新期間満了日の1年前の日から更新申請日の前日まで

半田警察署からのお知らせ

半田警察署 ☎(21)0110

不法滞在・不法就労防止にご協力を

不法就労外国人を雇用しないために

日本に滞在する不法滞在者は約17万人といわれ、依然として高い水準にあります。その背景には、不法就労をあっせんするブローカーや就労が認められない外国人を雇用する事業主の存在があります。

また、これらブローカーや事業主の中には、いわゆるピンハネをして不法な利益を得ている者や、過酷な労働条件の下で働かせている者も多く、外国人労働者の保護の観点からも問題になっています。

警察では、このようなブローカーや悪質な事業主の取締りを強化しています。

～事業主のみなさんへお願い～

外国人を雇用しようとする場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、外国人登録証明書、就労資格証明書（希望する外国人に交付される。）などで在留資格、在留期間を確認してください。

留学生、就学生については資格外活動の許可があるかどうか、また、許可された活動内容も確認してください。

以上の点に留意し、就労が認められない外国人を決して雇用することのないようにお願いします。

不明な点がある場合には、半田警察署または入国管理局に問い合わせ、確認してください。



不正改造車を排除する運動強化月間

燃料タンクを増設する不正な二次架装や、大型車の速度抑制装置（スपीドリミッター）の解除などの不正改造が社会問題となっています。

このような状況を改善するため、関係省庁、自動車関係団体などと協力して六月を強化月間として、全国的に不正改造車の排除活動に取り組めます。理解と協力をお願いします。

問い合わせ先 中部運輸局愛知運輸支局整備担当 ☎052(3)351(5)314

自動車の窓ガラスへの着色フィルム（貼付）の取り付けや誤認を招くクリアレインズの装着や使用、土砂などを運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、排気ガス用触媒・マフラー取り外し、黒煙を悪化させる燃料ポンプの封印の取り外しなどの安全を脅かし、他人に迷惑をかける不正改造車の排除が求められています。

新規検査や予備検査を受けた後に、